

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	小 田 重 壽	宇土市住吉町 2725 番地

熊本県公告第 293 号

宇土市宇土八水土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	小 田 重 壽	宇土市住吉町 2725 番地

熊本県公告第 294 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定による一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定を行ったので、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 対象区域
水俣市陣内二丁目144番、同144番2、同150番、同151番、同152番、同155番、同158番、同159番、同163番、同164番、同165番、同167番1、同174番、同175番、同182番、同183番、同184番1、同184番2、同186番1、同186番2及び同187番
- 2 対象区域の面積
42,684.86平方メートル
- 3 縦覧に供する場所
芦北郡芦北町大字芦北2670 熊本県芦北地域振興局土木部企画調査景観課

熊本県公告第 295 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年9月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ玉名店
熊本県玉名市亀甲字前田95番地 ほか15筆
- 2 市町村意見の概要
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで

熊本県公告第 296 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月10日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂秋津店
熊本県熊本市秋津町秋田古屋敷3446－28
ニコニコ堂南熊本店
熊本県熊本市南熊本一丁目9－27
ニコニコ堂日吉店
熊本県熊本市日吉一丁目8－21
ニコニコ堂武蔵ヶ丘店
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2－51

- ニコニコ堂東バイパス店
熊本県熊本市西原三丁目3-22
ニコニコ堂楠店
熊本県熊本市龍田八丁目15-75
ニコニコ堂帯山店
熊本県熊本市三郎一丁目1-3
ニコニコ堂桜木店
熊本県熊本市花立三丁目4-1
2 市町村意見の概要
意見なし
3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで
-

熊本県公告第297号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月14日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂山鹿店
熊本県山鹿市熊入町字西田172-1
ニコニコ堂東山鹿店
熊本県山鹿市古閑十三部1006-5
 - 2 市町村意見の概要
特になし
 - 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで
-

熊本県公告第298号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月15日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により阿蘇町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂阿蘇店
熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川横井ノ本1536-2
 - 2 市町村意見の概要
特になし
 - 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで
-

熊本県公告第299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月16日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂横手店
熊本県八代市横手町源代1152
ニコニコ堂八代店
熊本県八代市本野町字西道善寺2301-1
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はない。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで

熊本県公告第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月16日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により三角町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂三角店
熊本県宇土郡三角町三角浦 1159 - 127
- 2 市町村意見の概要
問題なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで

熊本県公告第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月17日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂人吉店
熊本県人吉市上薩摩瀬町園田 880
- 2 市町村意見の概要
小売業者の名称変更であり、特に問題があるとは考えられない。変更による混乱が生じないように市内取引業者等関連への速やかな周知をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで

熊本県公告第302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月17日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により多良木町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂多良木店
熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1385 - 2
- 2 市町村意見の概要
本件に関する意見はない。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで

熊本県公告第303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年10月21日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により牛深市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂牛深店
熊本県牛深市牛深町大池田 1545 - 5
- 2 市町村意見の概要
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
平成16年3月31日から平成16年4月30日まで